

中小企業成長加速化補助金

概要資料

令和7年3月14日

中小企業成長加速化補助金事務局

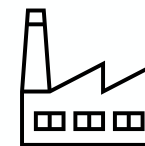
※ 詳細はjGrants (<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDKBeMAP>) に掲載している公募要領をご覧ください。

1. 事業概要

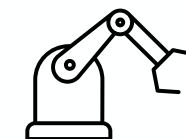
- 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい**売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援**します。

【活用イメージ】

項目		内容
1	補助上限額	5億円（補助率1/2）
2	補助事業期間	交付決定日から24か月以内
3	補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要があります。
4	補助事業の要件	① 「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ③ 一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定 （賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間） ※賃上げ要件とは、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上であることを指します。 ※「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」どちらで目標を立てるかは申請時に選択いただきます。 ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（但し、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く）。
5	補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限ります。なお、土地代は対象外です。



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

(参考)「100億宣言」について

【企業が宣言に記載する内容】

- ① 企業概要
- ② 企業理念・経営者の意気込み
- ③ 売上高100億円実現の目標と課題
- ④ 売上高100億円に向けた具体的措置（取組）



【宣言のメリット】

- ✓ 宣言取得による補助金等の活用
 - 成長加速化補助金
 - 経営強化税制の拡充措置【夏～】 など※租特法が成立した場合
- ✓ 経営者ネットワークへの参加 【夏～】
 - 宣言を行った成長を目指す経営者が、地域・業種を超えて繋がれるネットワークを構築。
- ✓ 宣言の公式ロゴマーク活用による自社PR※商標登録出願中

公表要領・申請用ひな形等の
特設サイトこちら→



2. 賃上げ要件

- 補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の「給与支給総額」又は「従業員（非常勤含む。以下同じ。）及び役員の1人当たり給与支給総額」と比較した、基準年度の3事業年度後（最終年度）の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、補助事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（基準率）以上であることが必要です。
- 具体的には、応募申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標を従業員等に表明の上、達成することが要件となります。
※「給与支給総額」か「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」のどちらを目標に掲げるかは応募申請時に選択いただきます。

計算式

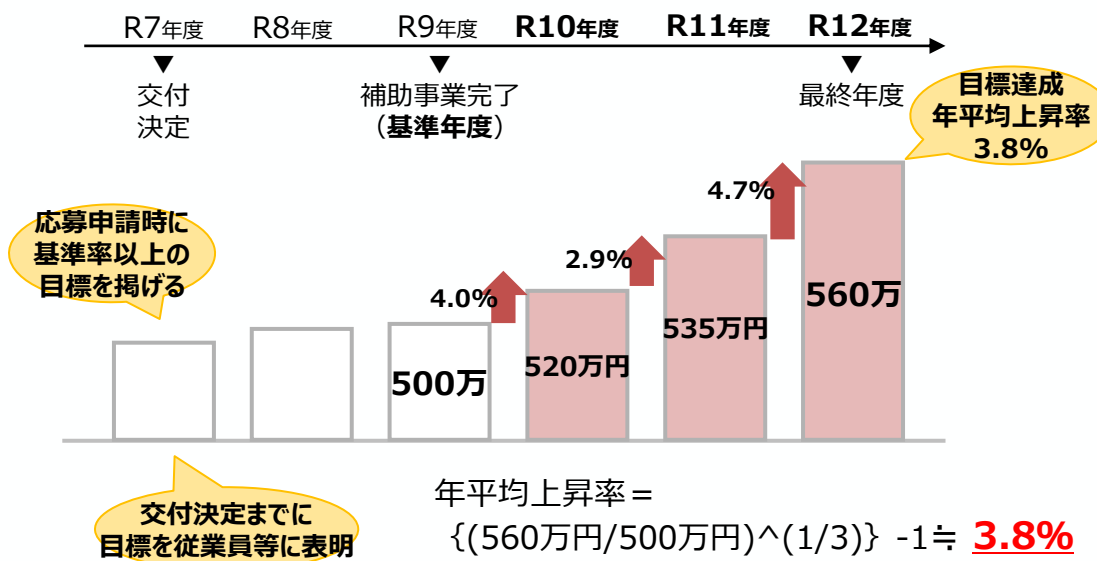
$$\text{年平均上昇率目標} = \{ (A / B) ^ C \} - 1 \geq \text{基準率}$$

A : 最終年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」
B : 基準年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」
C : 1 / 3

事例

補助事業実施場所が石川県で
1人当たり給与支給総額を選んだ場合

目標とする年平均上昇率3.5% > 石川県の基準率（3.4%）



注意

補助金返還となる場合

- ① 交付決定までに目標を従業員等に表明しなかった場合
- ② 基準年度の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」が、申請時の直近の事業年度の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」を下回っている場合
- ③ 申請時に掲げた目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還）

※天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く
※補助金返還となった場合も事業者名は公表しない

(参考) 賃上げ要件の基準率

都道府県別の基準率

都道府県	基準率	都道府県	基準率	都道府県	基準率	都道府県	基準率
北海道	3.2%	東京	2.8%	滋賀	3.3%	香川	3.5%
青森	3.8%	神奈川	2.8%	京都	3.1%	愛媛	3.9%
岩手	3.8%	新潟	3.5%	大阪	2.9%	高知	3.8%
宮城	3.4%	富山	3.3%	兵庫	3.2%	福岡	3.4%
秋田	3.8%	石川	3.4%	奈良	3.3%	佐賀	3.9%
山形	3.9%	福井	3.5%	和歌山	3.4%	長崎	3.8%
福島	3.7%	山梨	3.4%	鳥取	3.9%	熊本	3.8%
茨城	3.4%	長野	3.3%	島根	4.0%	大分	3.8%
栃木	3.3%	岐阜	3.3%	岡山	3.3%	宮崎	3.8%
群馬	3.4%	静岡	3.2%	広島	3.2%	鹿児島	3.8%
埼玉	3.1%	愛知	3.1%	山口	3.4%	沖縄	3.8%
千葉	3.1%	三重	3.2%	徳島	4.3%	全国平均	3.2%

出所 厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」（2019年度・2024年度）再編加工

※補助事業を実施する都道府県の年平均上昇率（複利計算）を基準値とします

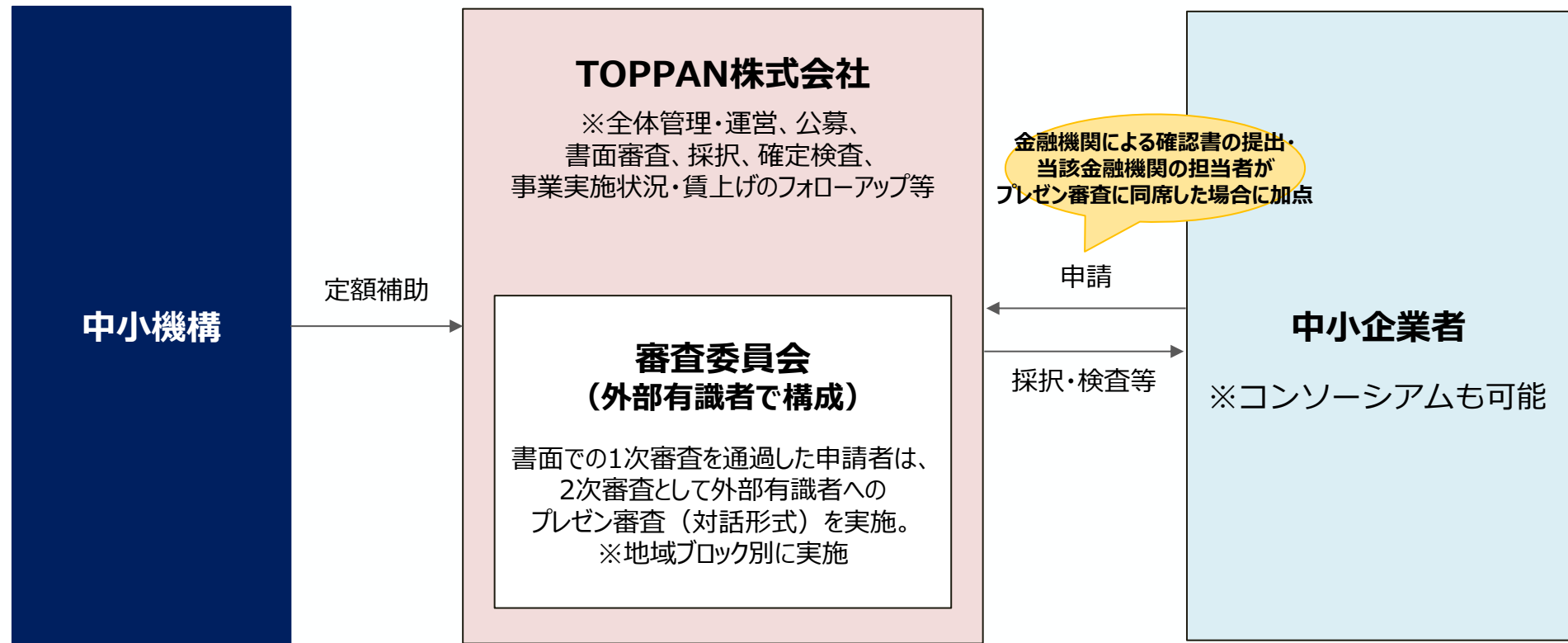
3. 補助対象経費

項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る）	・生産設備等の導入に必要な「建物」、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」、及びその「付帯工事（土地造成含む）」は対象 ・建物の単なる購入や賃貸、土地代、建物における構築物（門、塀、フェンス、広告塔等）、撤去・解体費用は対象外
2 機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	・「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」は対象 ・「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は対象外 ・事業者とリース会社が共同申請をする場合には、機械装置又はシステムの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能
3 ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	・「パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用」は対象外
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	・「事業計画の作成に要する経費」、「外注先が機械装置の設備やシステム等を購入する費用」、「外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用」は対象外
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	・本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象 ・「事業計画の作成に要する経費」は対象外

※詳細は公募要領をご参照ください。

4. 事業スキーム

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）から採択された事務局が、中小企業成長加速化補助金の公募、審査、交付申請受付、確定検査、補助事業終了後の事業実施状況・賃上げ要件の達成状況の確認（フォローアップ）等を行います。



【注意】事務局への申請等は全て電子申請となり、**申請には「GビズIDプライムアカウント」が必要です**。GビズIDプライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。**アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。**

GビズID
ホームページ



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

5. 審査基準

経営力

- ①将来の売上高100億円（あるいは更なる成長）に向けた中長期的なビジョンや計画を有しているか。その上で、補助事業期間を含む今後5年程度について、経営者の明確なシナリオとともに事業戦略が論理的に構築され、その中で当該補助事業が効果的に組み込まれているか。事業戦略は、自社の成長余力、変化余力を最大限伸ばし、従前よりも一段上となる成長を目指した企業の行動変容が示されたものとなっているか。
- ✓ 高い売上高成長率（補助事業期間を含む今後5年程度）が示されるとともに、それを実現できる事業戦略（当該補助事業を含む）となっているか。
 - ✓ 高い付加価値増加率（補助事業期間を含む今後5年程度）が示されるとともに、当該補助事業や省力化等の取組により労働生産性の抜本的な向上が図られるなど、当該付加価値増加率を達成できる計画となっているか。
 - ✓ 企業の収益規模に応じたリスクをとった投資となっているか（売上高における設備投資額（当該補助事業を含む）の比率が高い水準であるか）。
- ②市場や顧客動向を始めとした外部環境、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）等にかかる強み・弱みの内部環境を分析した上で、当面の事業戦略が論理的に構築され、補助事業が効果的に組み込まれているか。
- ✓ 補助事業により提供される商品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、市場ニーズの有無の検証などがなされているか（先行投資の取組、事業化可能性調査、テストマーケティング等）。
 - ✓ 競合他社の製品・サービスを分析した上で、自社の優位性や特性が確保できる差別化された計画となっているか。
- ③適切な成果目標等が示され、その達成に向けて効率的に管理する体制が構築されているか。
- ④コンソーシアム形式の場合には、連携の意義・目的が明確であり、相乗効果が見込まれるか。

波及効果

- ⑤地域への波及効果として、投資により創出された利益を賃金として従業員へ還元する賃上げの計画が具体的かつ妥当であり、賃上げ要件の水準を上回るものとなっているか。
- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造などに資する事業であるか（例えば、川上の調達先・川下の販売先をはじめサプライチェーンを通じた波及効果がある事業か、ものづくりの高度化やイノベーションの創出など産業競争力を強化し新たな価値創造に資する事業であるか、地域資源の積極的な活用などを通じ地域の経済成長を力強く牽引する事業であるか等）。
- ⑦下請取引先等に対する適切な取引姿勢、自然災害や感染症、サプライチェーン寸断等に対するレジリエンス、女性活躍や仕事と子育ての両立などに配慮した職場環境整備など、地域のモデル企業としての取組を進めているか。

実現可能性

- ⑧計画を実施可能な経営体制が構築されており、早期に投資が実行され、確実に効果が得られると見込まれるか。
- ⑨補助事業を適切に遂行できる財務状況が十分に確保されているか（ローカルベンチマークによるスコアリング）。
- ⑩金融機関のコミットメントが得られているか（確認書を発行した金融機関の担当者等がプレゼンテーション審査に同席する場合の加点等）。

6. 今後の主なスケジュールについて

4月下旬	公募説明会
5月8日（木）	1次公募 申請受付開始
6月9日（月）	1次公募 締切
7月上旬	1次審査結果の公表

- ※ 資料提出後、公募締切前に資料を再提出したい場合は、**必ず事前に事務局へ問い合わせた上で、所定の手続きにより再提出してください。**
（事前に事務局への連絡が無い場合は、最初に提出された書類をもって審査いたします。）
- ※ **公募締め切り日の5営業日前**までに提出された申請書類については、書類の不足や命名規則違反、ファイル破損、様式のエラーの有無を事務局が確認し、不備が発覚した場合には御連絡の上、公募期間内での再提出が可能ですので、**お早めの御申請をお願いいたします。**

7月下旬～8月下旬 （お盆を除く）	プレゼンテーション審査（申請企業の経営者等が出席）
9月上旬	採択結果の公表（以降順次、交付決定）

- ※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、事務局にて対応させていただきます。

【事務局連絡先】

- ・電話番号 : コールセンターの開設は3月24日（月）を予定しております。
- ・質問受付フォーム : <https://ksk2025.f-form.com/inquiry>

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。最新の情報はホームページをご確認ください。

7. よくあるご質問

Q1. 2次公募の予定はありますか。

A1. 1次公募の終了後に2次公募を行う予定です。採択数や予算の配分は、執行状況に応じて検討します。

Q2. 当社は、製造業で、資本金1億円・常時使用する従業員数3,000人ですが、補助対象者の「中小企業者」の要件に該当しますか。

A2. 本事業では、中小企業等経営強化法上における「中小企業者」を補助対象者としておりますので、対象となります。

Q3. 同じ事業者が複数回応募することは可能でしょうか。

A3. 同じ公募期間内において、同一の事業者が申請できる事業計画は1件までです。なお、1次公募で不採択となった場合、2次以降の公募に申請することは可能です。ただし、1次公募で採択され、交付決定を受けた事業者については、2次以降の公募でさらに採択を受けることはできません。

Q4. 補助事業の内容に制限はありますか。

A4. 補助対象とする事業の内容が、農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は対象外となります。ただし、1次産業を営む事業者であっても、補助対象とする事業の内容が2次・3次産業に関する事業である場合は対象となり得ます。その他、例えば、公序良俗に反する事業や法令に違反する（恐れがあるものを含む）事業などについては、補助対象外となります。

Q5. 採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。

A5. 交付決定より前に契約（発注含む）を行った経費については、補助対象外となります。そのため、採択された後であっても、交付決定前までに契約（発注含む）している経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

Q6. 設備投資に当たって、リースを活用することは可能でしょうか。

A6. 装置やソフトウェアに限り、リースやレンタルについて、交付決定後に契約したことが確認できるもので、事業期間中に要する経費については対象とすることが可能です。契約期間が事業実施期間を超える場合、按分等により算出された事業実施期間分の経費が対象となります。

Q7. 補助金の概算払いは可能ですか。

A7. 原則、補助金は精算払い（補助事業終了後に確定検査を経て支払い）としますが、補助事業終了前でも、個別の支出状況に応じて概算払いをすることは可能です。ただし、応募申請若しくは交付申請段階において、概算払いを前提とした投資計画を立てることは認められません。

Q8. 審査はどのように行われるのでしょうか。

A8. 申請のあった事業計画に基づく1次審査を行い、通過した場合は、2次審査としてプレゼンテーション審査を行います。具体的には、1次審査では、形式要件の適格性の確認及び計画の効果・実現可能性等について定量面の書面審査を行います。2次審査では、経営者によるプレゼンテーションに基づき、外部有識者（利害関係者を除く）との質疑応答を通じて、計画の効果・実現可能性等について定性面も含めた審査を行います。

Q9. スタートアップ企業や上場企業も対象でしょうか。

A9. スタートアップや上場・非上場を問わず「売上高100億円を目指す中小企業(売上高が100億円以上100億円未満)」であることや賃上げ等の要件を満たす場合は対象となります。

Q10. 当社の売上高は例年12～13億円程度ですが、世界情勢による市況の急変や取引先が災害に巻き込まれたことなどにより一時的に9億円に下落しました。この場合、「売上高100億円以上」との関係はどのようになりますか。

A10. 直近3期分の決算に基づき判断させていただきますので、事務局にご相談ください。

Q11. 当社は5年前に一度売上高120億を記録しましたが、その後は70億円程度です。この場合、上限の「売上高100億円未満」との関係はどのようになりますか。

A11. 直近3期分の決算に基づき判断させていただきますので、事務局にご相談ください。

Q12. 売上高成長率や売上高投資比率、賃上げなどで要求される水準はどの程度でしょうか。

A12. 審査を通じて、政策目的に沿った優れた提案を採択させていただきます。従って、相対的な評価となります。後日、採択結果における平均的な水準等をお示しさせていただきますが、参考として「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」の過去の採択結果をご参照ください。

※URLリンク：<https://seichotoushi-hojo.jp/assets/pdf/information/20250122.pdf>

Q13. 採択後、交付決定までの間に、改めて発注先への相見積もりの取得が必要でしょうか。

A13 応募の段階で、あらかじめ複数者から相見積を取得いただくことで、採択後、仕様等に特段の変更がなく、交付申請時点において見積書の期限が有効である場合には、改めて相見積を取得していただく必要はありません。これにより円滑に交付申請を実施していただくことが可能となります。

Q14. 賃上げ要件について、補助事業の終了後3年間は、毎事業年度、申請時に掲げた目標以上の賃上げ率を満たしていなければ、補助金を返還しなければならないのでしょうか。

A14. 補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」又は「従業員及び役員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」が、申請時に掲げた目標以上であるかどうかで確認します。
年平均上昇率で確認するため、例えば、賃上げ状況を確認する1・2事業年度目は目標以上の伸び率となっていなくても、3事業年度目（確認対象となる最終事業年度）の「給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」又は「従業員及び役員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」と基準年度（補助事業の終了日を含む事業年度）を比較した年平均上昇率が目標以上となっていた場合は返還の対象になりません。

Q15. 各地域で案件が採択されるよう配慮はされますか。

A15. 地域に波及力ある成長企業を創出していく観点から経済指標等を踏まえた配慮を行います。

Q16. 足下の売上高が70億円程度であるなど既に100億円に近い企業が有利なのでしょうか（売上高20億円程度の場合は不利なのでしょうか）。

A16. 審査で特に重視されるのは、足下の売上高の多寡に関わらず、補助事業期間を含む今後5年程度の期間において、自社の成長余力、変化余力を最大限伸張した場合の売上高成長率や賃上げなどの各目標が設定され、これを具体化するための論理的かつ実現可能な事業戦略が構築されているかという点となります。従って、足下の売上高について、例えば20億円と70億円の企業がある場合、既に100億円に近い70億円の方が有利ということにはなりません。

Q17. 「パートナーシップ構築宣言」を取得していることや、「地域未来牽引企業」であることが必須なのでしょうか。

A17. 波及効果は、様々な観点から総合的な評価を行います。その中で、例えば、「パートナーシップ構築宣言」については、下請取引先等に対して適切な取引姿勢で対応しているか、「地域未来牽引企業」については、地域資源の積極的な活用などを通じ地域の経済成長を力強く牽引する事業であるか、といった点を評価するにあたっての一つの参考材料（加点要素）となります。したがって、必須とはなりません。それ以外にも審査基準の「波及効果」にお示しする様々な観点から、総合的な評価をさせていただきます。

Q18. 当社は売上拡大のため海外事業に注力していますが、海外事業への補助は可能でしょうか。

A18. 海外拠点に対して補助を行うことはできません。

Q19. コンソーシアムを組んで申請をすることはできますか。その場合、売上高や賃上げの考え方はどのようになりますか。

A19. 「100億宣言」を実施いただく企業間でコンソーシアムを形成していただくことも可能です。この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の売上高成長率や賃上げ等が審査における評価や要件の対象となります。（図参照）

Q20. 100億宣言を実施している企業グループ全体としてコンソーシアムを組んで申請はできますか。

A20. 「100億宣言」を実施いただく企業グループの全体として、コンソーシアムを形成していただくことも可能です。この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の賃上げや売上高成長率等が要件や審査における評価の対象となります。（図参照）

Q21. 100億宣言を実施している企業グループのうちの一部でコンソーシアムを形成して申請することはできますか。

A21. 原則としては「100億宣言」を実施いただく企業グループ全体としての申請となりますが、特段の事情がある場合には、当該企業グループの一部でコンソーシアムを形成していただくことも可能です。その場合、100億宣言のグループ全体と、補助金のコンソーシアムの資本関係等を示した資料をご提出いただき、連携・構成の意義、目的、相乗効果など審査をさせていただく形となります。この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の賃上げや売上高成長率等が要件や審査における評価の対象となります。（図参照）

Q22. 企業グループのうち、補助事業実施会社とホールディング会社は一体不可分であり、共同申請をすることはできますか。

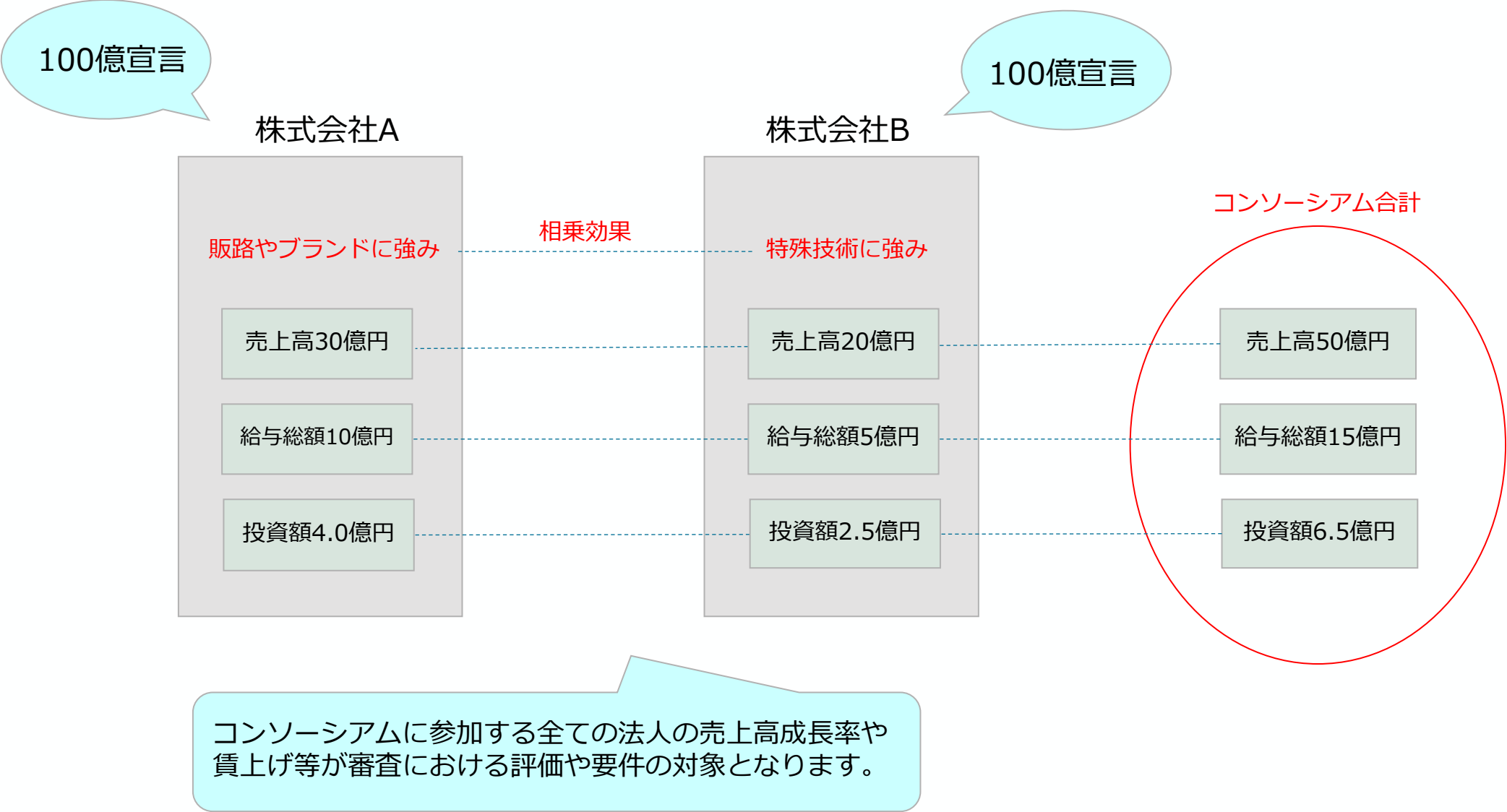
A22. 上述（A21.）のとおり、「100億宣言」を実施いただく企業グループの全体または一部としてコンソーシアムを形成していただくことも可能です。この場合、補助事業実施会社及びホールディング企業の賃上げや売上高成長率等が評価の対象となります。（図参照）

Q23. 100億宣言を実施している企業グループのうちの一部でコンソーシアムを組んで申請する場合、売上高成長率や付加価値増加率、売上高投資比率、賃上げ等の計算は、企業グループ全体か、コンソーシアムの部分のみとなりますか。

A23. 補助金審査においては、補助金申請のコンソーシアムにおける売上高成長率、付加価値増加率、売上高投資比率、賃上げ等の合計値を評価することとなり、100億宣言を実施する企業グループ全体としての数値は審査の対象とはなりません。なお、100億宣言を実施する企業グループ全体としての売上高成長率等を参考として記載することを妨げるものではありません。（図参照）

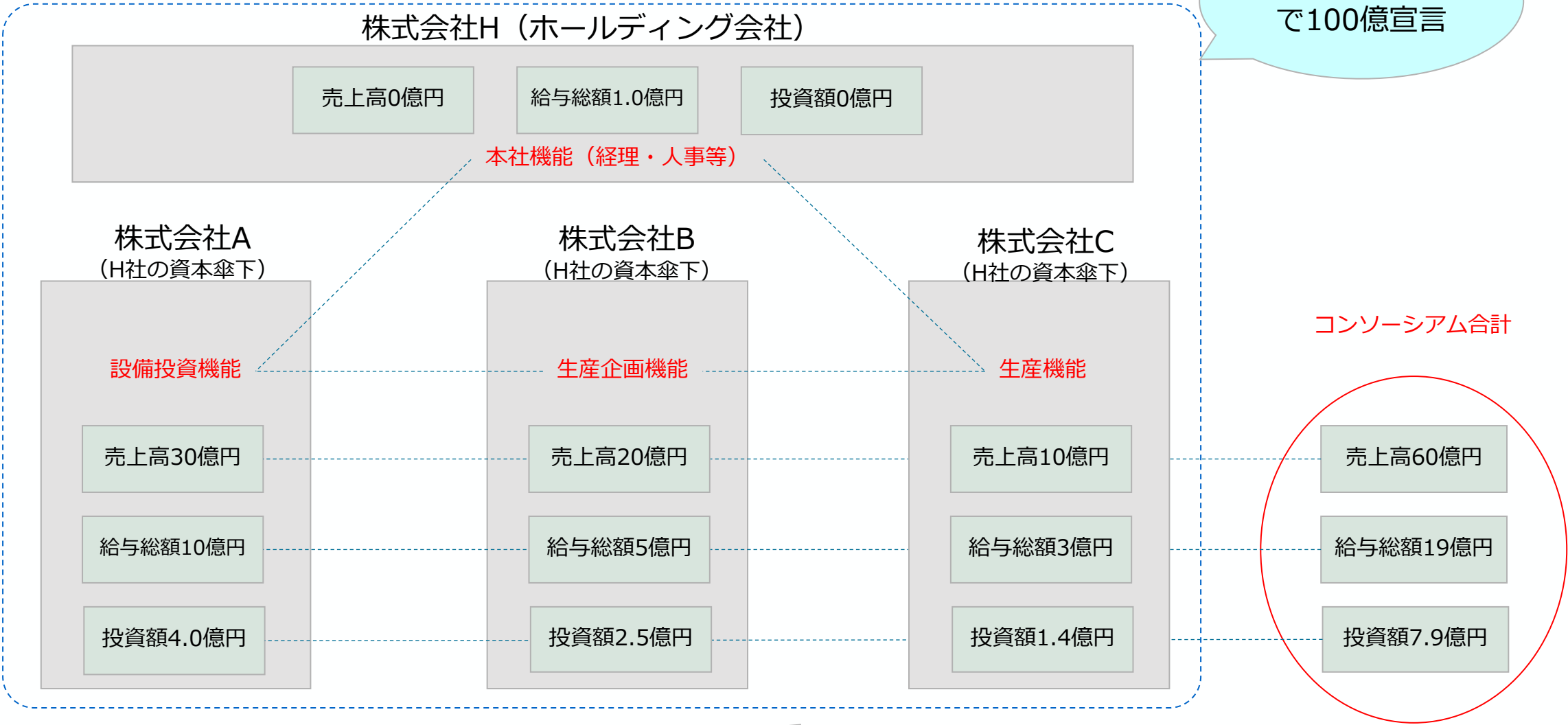
Q19 : 100億宣言を実施した企業間でコンソーシアムを形成する場合。

(例) 販路やブランドに強みがある企業が、特殊技術に強みを持つ企業と連携する場合



Q20 : 100億宣言を実施している企業グループ全体としてコンソーシアムを形成する場合。

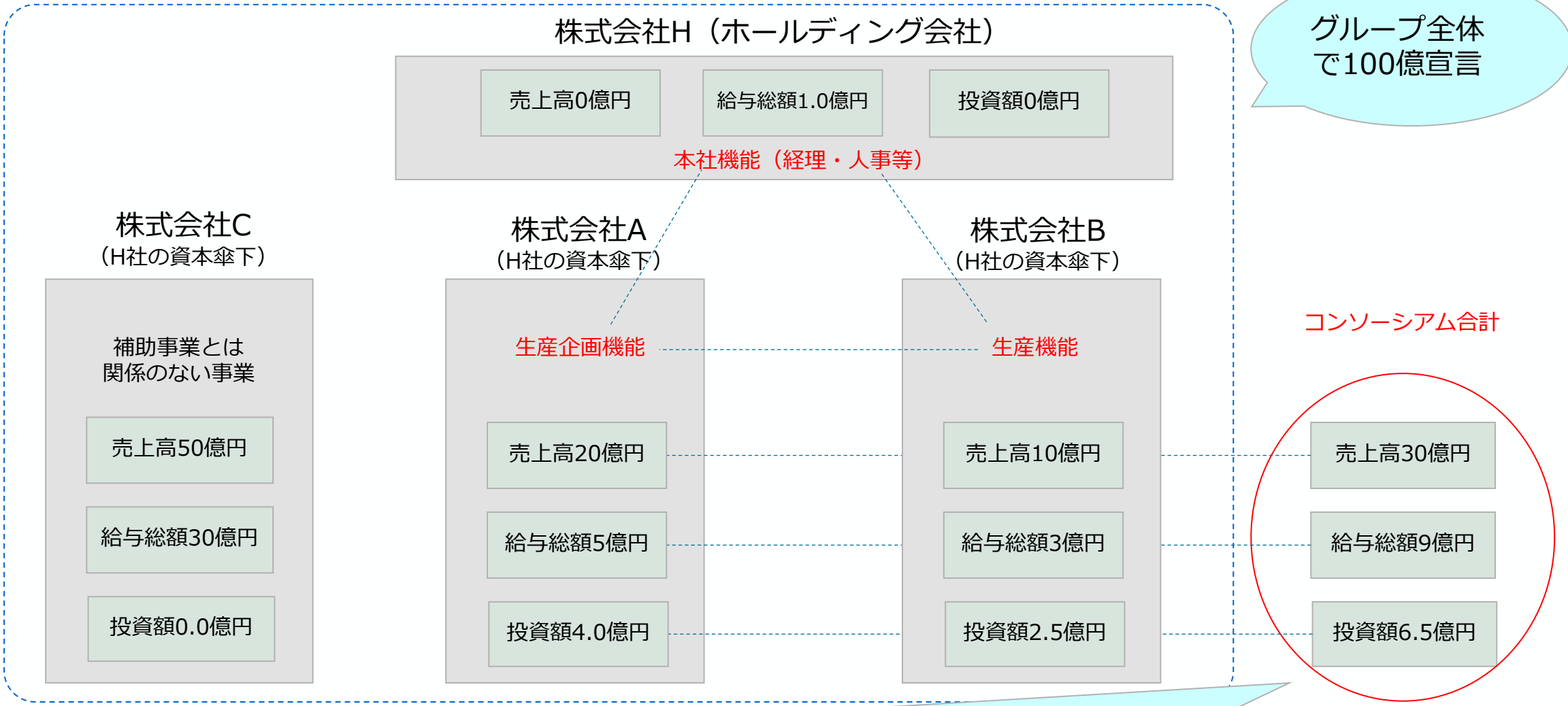
(例) ホールディング会社の下、設備投資機能、生産企画機能、生産機能等がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能を子会社に委譲している場合等）



補助金申請のコンソーシアムに参加する全ての法人の売上高成長率や賃上げ等が審査における評価や要件の対象となります。

Q21,22,23：100億宣言を実施している企業グループのうちの一部でコンソーシアムを形成する場合。

(例) 企業グループ（４社）として経営多角化を進めているが、今回の成長投資に係る事業を実施するのは、このうち本社機能を有するホールディング会社と、生産機能を有する事業会社及びその関連会社の３社（C社以外のH社,A社,B社）となる場合。



- ・ 100億宣言を実施するグループと、補助金のコンソーシアムを形成する範囲が異なる場合には、100億宣言のグループ全体と、このうち本補助金のコンソーシアムの資本関係等を示した資料をご提出いただき、連携・構成の意義、目的、相乗効果など審査をさせていただく形となります。
- ・ この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の賃上げや売上高成長率等が要件や審査における評価の対象となります。（100億宣言を実施する企業グループ全体としての売上高成長率等の数値は補助金審査の対象とはなりません。）